経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

JIS法改正（産業標準化法）

1. 工業標準化法の一部改正

平成30年第196会通常国会において、「不正競争防止法等の一部を改正する法律」（法律第33号）が可決成立し、工業標準化法が一部改正され、"産業標準化法"に変わり、日本工業規格（JIS）が日本産業規格（JIS）に変わります。

2. 背景・目的

第四次産業革命の下、IoTやAIなどの情報技術の革新が進み、企業の競争力は、データやその活用に移り変わってきています。こうした中、ビッグデータ等と産業とのつながりにより新たな付加価値が創出される産業社会（コネクテッド・インダストリーズ）への対応が、我が国産業の喫緊の課題となっています。
また、近年では、モノだけではなく、マネジメント分野、サービス分野等の規格が制定されるようになったほか、第４次産業革命の中で自動走行、スマートマニュファクチャリングなど業種を越えた国際標準化が進みつつあり、標準化の対象やプロセスにも変化が現れています。
様々な環境変化に対応するため、日本における標準化活動の基盤となっている工業標準化法について、①データ、サービス等への対象拡大、②JISの制定・改正の迅速化、③ＪＩＳマークによる企業間取引の信頼性確保、④官民の国際標準化活動の促進を図る改正を行います。

3. 改正のポイント

①JISの対象拡大・名称変更

標準化の対象にデータ、サービス、経営管理等を追加し、「日本工業規格(JIS)」を「日本産業規格(JIS)」に、法律名を「産業標準化法」に改めます。

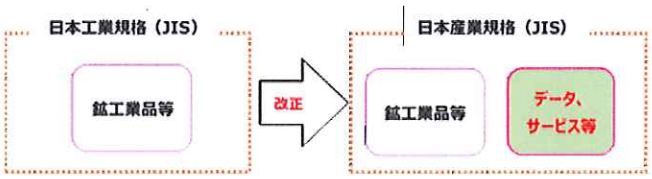

【施行日】２０１９年7月1日
※対象分野の標準化手続きは２０１８年１１月２９日から可能になります。
【経過措置】旧JIS法に基づくJISは、次の改正までの間新法に基づくものとみなします。
旧JIS法に基づくJISマーク認証等は新法に基づくものとみなします。
英語名称（Japanese Industrial Standards）は継続します。

②JIS制定の民間主導による迅速化

JIS制定手続きについて、専門知識等を有する民間機関を認定し、その機関が作成したJIS案について、審議会の審議を経ずに制定するスキームを追加します。

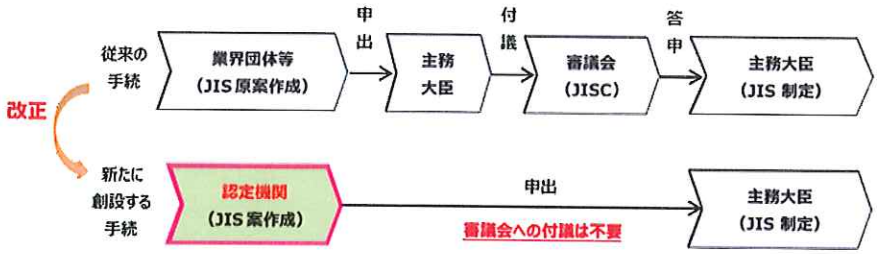

【施行日】２０１９年7月１日
※認定機関の申請と認定は２０１８年１１月２９日から可能になります。

③罰則の強化

国内素材メーカーの一連の品質データ不正事案の中で、JISマーク認証取消しが発生したことを踏まえ、JISマークを用いた企業間取引の信頼性確保のため、認証を受けずにJISマークの表示を行った法人等に対する罰金刑の上限を1億円に引き上げます（現行は自然人と同額の上限100万円）。

【施行日】２０１９年7月１日

④国際標準化の促進

法目的に国際標準化の促進を追加するとともに、産業標準化及び国際標準化に関する、国、国研・大学、事業者等の努力義務規定を設けます。

【施行日】２０１９年7月１日

４．関連資料

工業標準化法改正関連部分　新旧対照表（PDF形式：259KB）

産業構造審議会産業技術環境分科会基準認証小委員会

日本工業標準調査会（JISC）基本政策部会

今後の基準認証の在り方―ルール形成を通じたグローバル市場の獲得に向けて―答申（産業構造審議会産業技術環境分科会基準認証小委員会報告書　平成29年10月）（PDF形式：3,318KB）

不正競争防止法等の一部を改正する法律案（全体概要）

JIS法改正内容（PDF形式：1,048KB）

「不正競争防止法等の一部を改正する法律」の施行のための関係政令が閣議決定されました

法改正説明会講演資料抜粋（JIS法の抜本的改正について）（PDF形式：1,334KB）

工業標準化法施行規則の一部を改正する命令案等について

【施行日】平成31年７月１日

工業標準化法施行規則の一部を改正する命令（PDF形式：27KB） **(New!)**

産業標準化法に基づく認定産業標準作成機関に関する命令（PDF形式：42KB） **(New!)**

認定機関命令（様式）（PDF形式：264KB）

工業標準化法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令（PDF形式：15KB）

電磁的方法による保存を行う場合に確保するよう努めなければならない基準の一部を改正する告示（PDF形式：46KB）

電子情報処理組織を使用して申出又は提出を行う者の使用に係る電子計算機の基準（PDF形式：8KB）

電子情報処理組織を使用して申出又は提出を行う者があらかじめ提出すべき書面等の様式（PDF形式：8KB）

最終更新日：2018年11月12日

はじまります！新たな分野の標準化

JIS

JISがつなぐモノとサービス
ビジネスはもっと自在に！

産業標準化法
2019年7月1日施行

これまで日本の鉱工業を見守ってきたJIS（日本工業規格）が大きく変わりました。
これからは【日本産業規格（JIS）】として、可能性あふれる「データ・サービス分野」へ対象を拡大し、認証も行っていきます。

10月は
工業標準化
推進月間

詳しくは
JIS法改正 産業標準化法 検索

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

ISO IEC

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

工業標準化法の改正

工業標準化法は、鉱工業品の品質の改善、生産・流通・使用又は消費の合理化などのため、日本工業規格(JIS)の制定とJISマーク表示制度を定めた法律です。
今回、法律が改正され、**①JISの対象拡大と名称変更、②JISの制定・改正の迅速化、③罰則の強化、④国際標準化の促進に関する規定の追加**が行われます。

① JISの対象へのデータ、サービス、経営管理等の追加

【施行日】2019年7月1日
※対象拡大分野の標準化手続きは2018年11月29日から可能になる
【経過措置】旧JIS法に基づくJISは次の改正までの間新法に基づくものとみなす
旧JIS法に基づくJISマーク認証等は新法に基づくものとみなす
英語名称(Japanese Industrial Standards)は継続

○国際標準の範囲に合わせ、**標準化の対象にデータ、サービス、経営管理等を追加**する。
○『日本工業規格(JIS)』を『**日本産業規格(JIS)**』に、法律名を『**産業標準化法**』に改める。

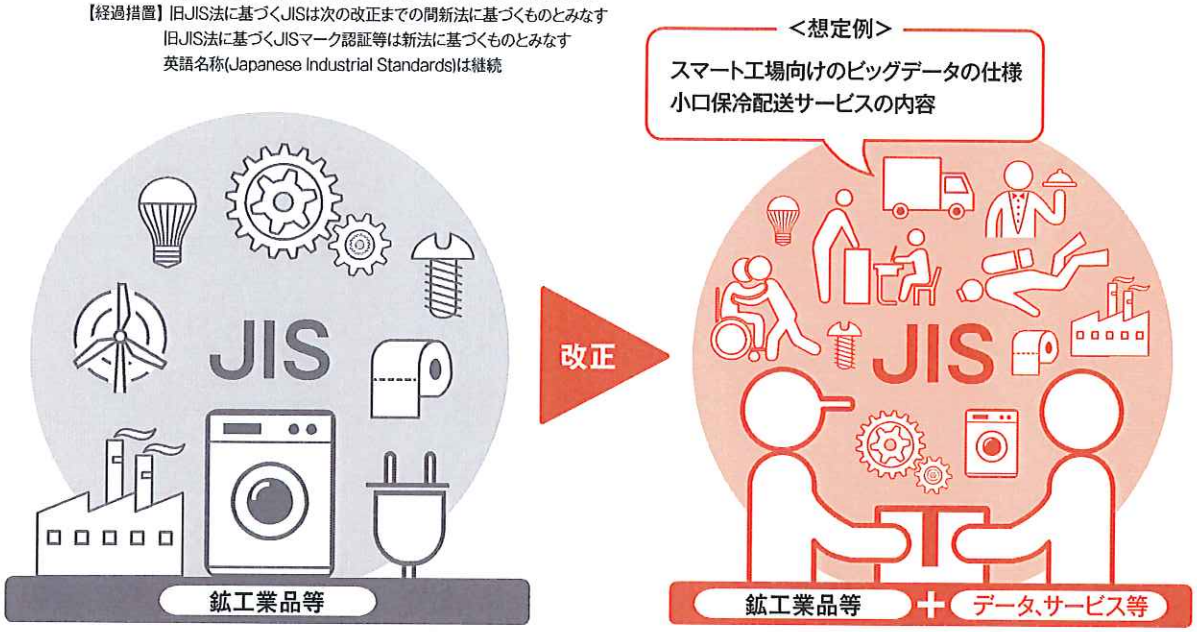

② JISの制定・改正の迅速化

【施行日】2019年7月1日
※認定機関の申請と認定は2018年11月29日から可能になる

○JISの制定・改正の迅速化のため、専門知識等を有する**民間機関を認定し**、その機関が作成したJIS案について、**審議会(JISC)の審議を経ずに大臣が制定するスキームを追加**する。

③ 罰則の強化

【施行日】2019年7月1日

○JISマークを用いた企業間取引の信頼性確保のため、認証を受けずにJISマークの表示を行った**法人等に対する罰金刑の上限を1億円に引き上げ**る。

④ 国際標準化の促進

【施行日】2019年7月1日

○**法目的に国際標準化の促進を追加**するとともに、産業標準化及び国際標準化に関する、**国、国研・大学及び事業者の努力義務規定**を設ける。

新市場創造型標準化制度

「新市場創造型標準化制度」は、業界団体による原案作成を経ずに、迅速な規格原案の作成を可能とする制度です。
採択された案件は規格原案の作成支援(国際標準提案の場合は旅費支援等)を受けることができます。

経済産業省 基準認証政策課 tel:03-3501-9232, fax:03-3580-1418, e-mail:JIS-law@meti.go.jp
※関連情報掲載URLはこちら→http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/kijyun/index.html